

第 2 部 一般廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物の処理について、基本的事項及び方針を定めたものです。

一般廃棄物処理基本計画

〈ごみ処理部門〉

●基本方針

- I ごみの発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 環境負荷の少ない廃棄物処理

●目標（基準：平成 21 年度、目標：平成 32 年度）

- I ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を 12 %削減
（市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 10 %削減）
- II リサイクル率を 28 %に引き上げ
- III 最終処分量を 30 %削減

●基本施策

- 1 ごみ減量の推進
- 2 資源回収の促進
- 3 円滑な収集・運搬
- 4 環境負荷の少ない中間処理
- 5 安定した最終処分
- 6 三者の協働・環境への配慮

〈生活排水処理部門〉

●基本方針

- IV 適正な水処理の推進

●目標（基準：平成 21 年度、目標：平成 32 年度）

- IV 生活排水処理率を 94 %に引き上げ

●基本施策

- 適正な水処理の推進

〈ごみ処理部門〉

第 1 章 現状の認識

本市では、資源循環型社会の実現を目指して、ごみの分別収集や資源回収拠点の設置、ごみ焼却施設における熱分解・高温燃焼溶融炉の導入により資源化量の拡大を進め、ごみ減量やリサイクルの推進を図ってきました。

これにより、最終処分量は大きく減少してきましたが、一方で、家庭から排出される「もやすごみ」や事業系ごみの減量が進んでいません。

また、リサイクルについても、剪定枝や小型家電の資源化をはじめとする資源化量の拡大に取り組んでいますが、地域資源回収量の減少傾向や、スラグの需要低下などから、今後リサイクル率は低下していくことが予想されます。

現状のまま推移した場合、将来のごみ排出量は平成 32 年度に約 14 万トンまで減少することが見込まれます。

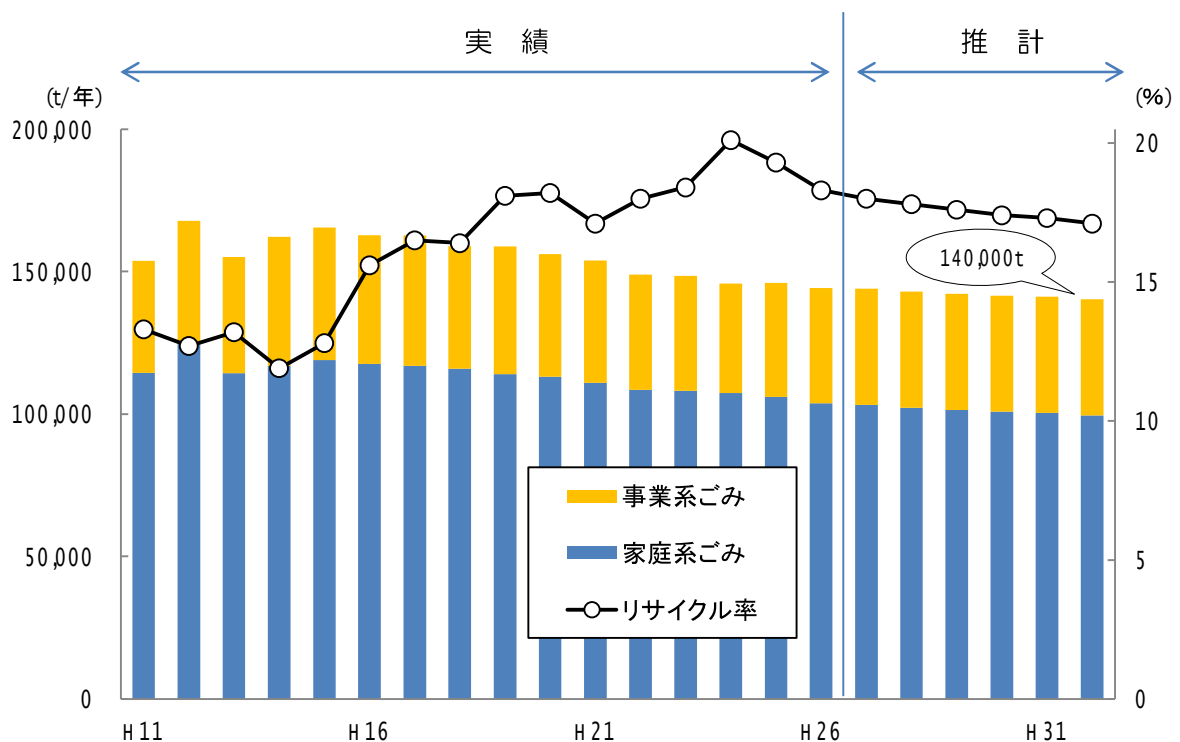


図 2-1: ごみ排出量とリサイクル率の推移と推計(現状推移の場合)

注 1: 家庭系ごみ＝家庭収集ごみ＋家庭持ち込みごみ＋530ごみ＋リサイクルステーション等＋地域資源回収

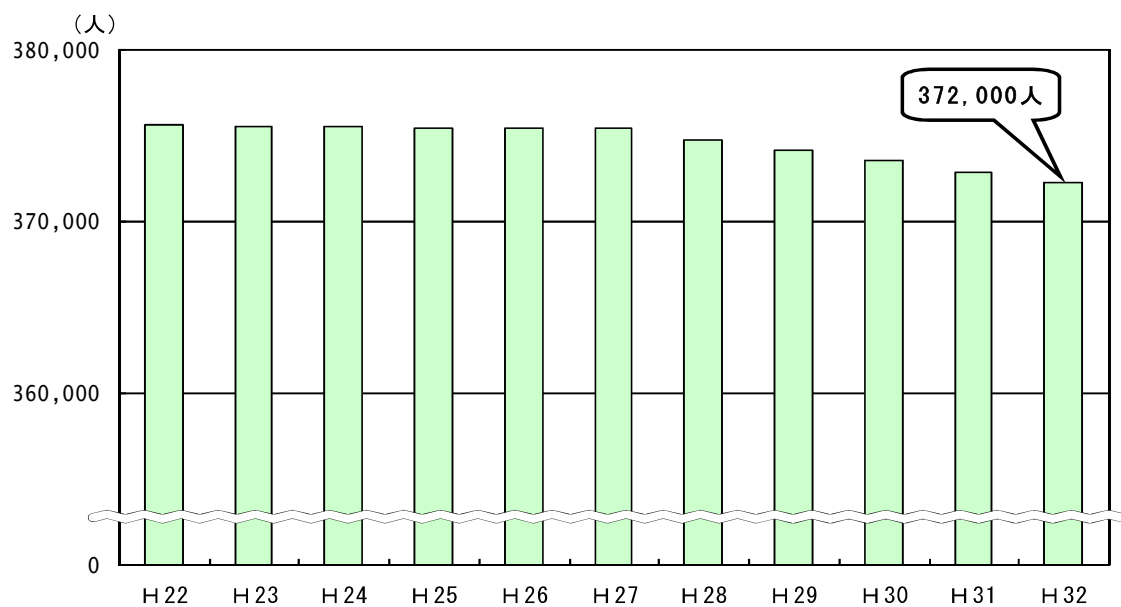
注 2: 事業系ごみ＝事業系一般廃棄物＋公共廃棄物

注 3: 平成 27 年度以降のごみ排出量は、平成 11 年度から平成 26 年度の実績を基に推計を行いました。

参 考

本市の人口は少子高齢化が進んでおり、今後も減少することが予想されます。

平成32年度には概ね372,000人になると予想されます。



注:人口の見込みは、豊橋市人口ビジョン(平成27年10月)を参考にしました。

第 1 節 目標の達成状況

平成 23 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理部門）では、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、環境負荷の少ない廃棄物処理の三つを基本方針として、次のように目標を設定しました。

目 標（基準：平成 21 年度、目標：平成 32 年度）

- I ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を 10 %削減
（家庭系ごみについては、市民 1 人 1 日当たりの排出量を 7 %削減）
- II リサイクル率を 28 %に引き上げ
- III 最終処分量を 21 %削減

この目標についての達成状況を次に示します。

表 2-1: 平成 26 年度における目標の達成状況

項 目	平成 21 年度 実績(基準)	平成 26 年度 実績	平成 32 年度 (目標)
ごみ排出量 (家庭系ごみ及び事業系ごみ)	153,893t	144,250t	137,400t
		平成 21 年度比 6.3%削減	平成 21 年度比 10%削減
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ 排出量	790g	750g	727g
		平成 21 年度比 5.1%削減	平成 21 年度比 7%削減
リサイクル率	17.1%	18.3%	28%
最終処分量	13,553t	12,122t	10,700t
		平成 21 年度比 10.6%削減	平成 21 年度比 21%削減

1-1 ごみ排出量

【当初目標】ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を10％削減

家庭系ごみについては、市民1人1日当たりの排出量を7％削減

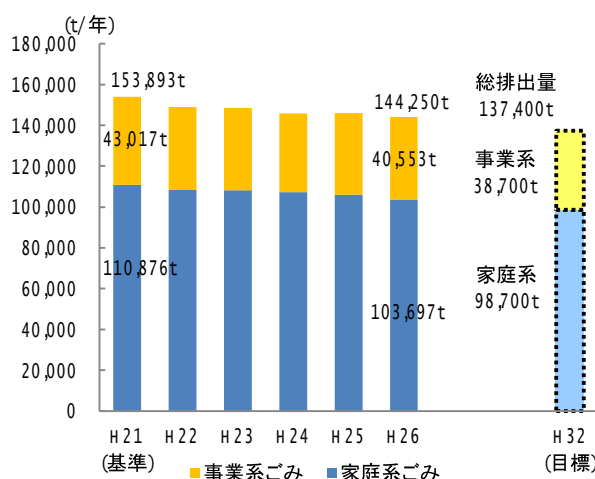


図2-2: ごみ排出量の推移

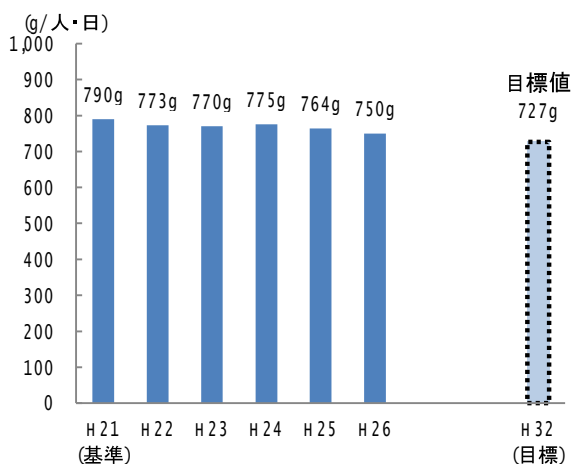


図2-3: 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

平成26年度におけるごみの総排出量は144,250トンで、基準年である平成21年度に比べ63％減少しました。（家庭系ごみ排出量：65％減少、事業系ごみ排出量：57％減少）

また、平成26年度における市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は750グラムで、平成21年度に比べて51％減少しました。

ともにこれまでの減少傾向が維持されれば、目標を達成することが見込まれます。

○ 課題

本市のごみ排出量は年々減少しているものの、国や県、中核市の平均と比べると多い状況です。

特に本市は、他都市と比べて可燃系ごみ（もやすごみ）や持ち込みごみの量が多い傾向にあるため、これらのごみの分別徹底と減量化に向けた仕組みを考える必要があります。

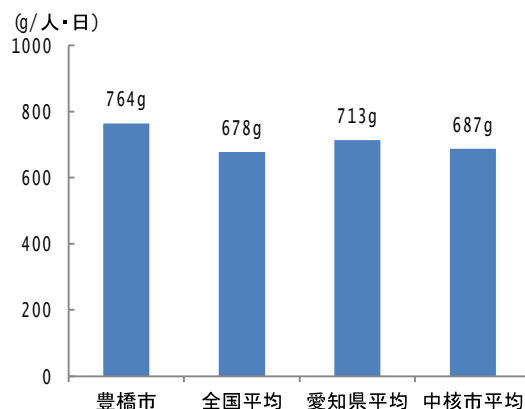


図2-4: 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の比較（H25）

1-2 リサイクル率

【当初目標】リサイクル率を28%に引き上げ

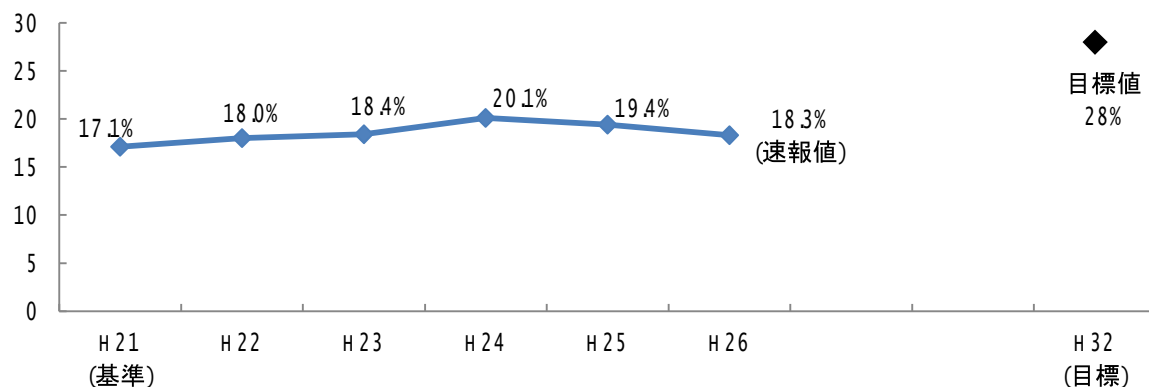


図 2-5: リサイクル率の推移

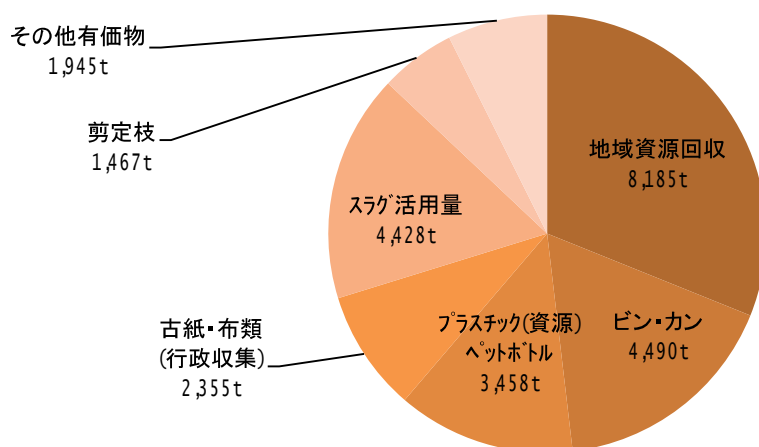


図 2-6: 平成 26 年度の資源化量の内訳(総量 26,328t)

平成 26 年度におけるリサイクル率(ごみ排出量に対する資源化量の割合)は 18.3%で、基準年である平成 21 年度と比べ 1.2 ポイント増加しました。

しかしながら、平成 24 年度に約 20%まで上昇したリサイクル率はその後低下傾向にあり、現状のままでは目標である 28%への上昇は困難と見込まれます。

本市の資源化量の中で大きな割合を占めるのは、地域資源回収で集められる古紙等の資源と資源化センターでのごみ焼却処理により生成されるスラグですが、地域資源回収量は年々減少傾向にあり、スラグについても、有効利用量は増加していません。

目標を達成するためには、従来の資源物の回収とリサイクルの強化と併せて、新たな資源の掘り起こしに取り組む必要があります。

○ 課題

地域資源回収で回収される古紙の量は、この 5 年間で約 15 %減少しました。この背景には、新聞購読世帯の減少や紙製容器包装の減量化といった流通・発生量の減少のほか、地域資源回収に出す機会がない世帯の増加などが考えられます。

古紙をごみステーションで定期的に収集するなど受け皿となる回収方法を検討していますが、古紙のステーション収集を実施すると、地域資源回収で集める古紙の量が減少する可能性があります。行政が関与する古紙回収の拡充に当たっては、既存の回収方法への影響を考慮する必要があります。

表 2-2:資源化量の推移

項 目	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26
古紙 (地域資源回収)	9,400 t	9,397t	8,955t	8,768t	8,553t	7,994t
古紙 (リサイクルステーション等)	1,567 t	1,649t	1,631t	1,460t	1,289t	1,190t
びん・カン	3,993 t	4,161t	4,052t	4,234t	4,441t	4,490t
プラスチック(資源)	2,705 t	3,339t	2,984t	3,051t	2,852t	2,874t
ペットボトル	679 t	614t	465t	503t	465t	584t
スラグ利用量	4,550 t	4,371t	5,624t	6,432t	5,409t	4,428t
剪定枝	—	—	—	1,371t	1,557t	1,467t
その他	3,353 t	3,104t	3,116t	3,201t	3,657t	3,301t
資源化量合計	26,247 t	26,635t	26,827t	29,020t	28,223t	26,328t

1-3 最終処分量

【当初目標】最終処分量を 21 %削減

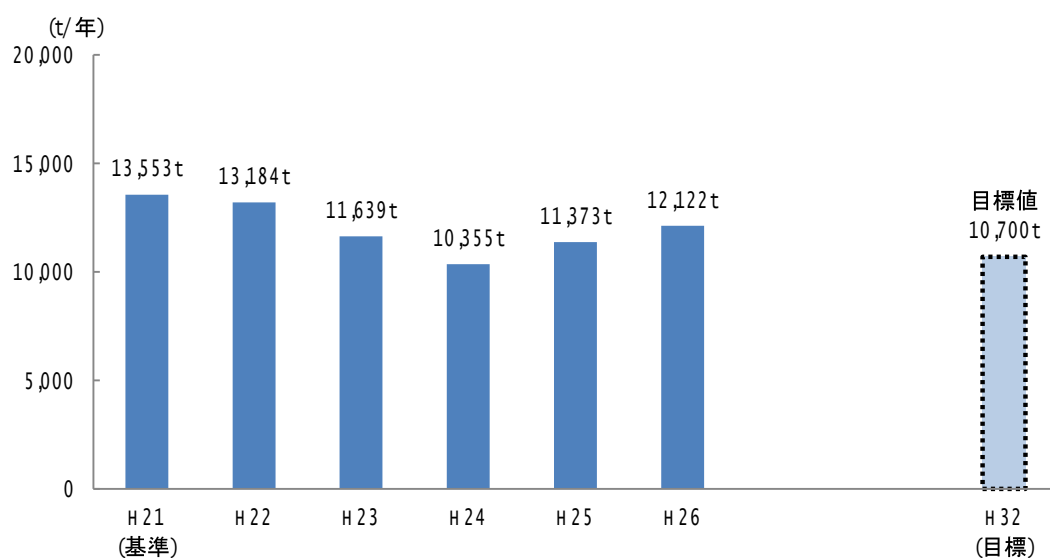


図 2-7: 最終処分量の推移

平成 26 年度における最終処分量は 12,122 トンで、基準年である平成 21 年度に比べて 10.6 %減少しました。計画の前期期間においては、一時期は目標を達成していましたが、平成 25 年度以降は増加傾向にあります。

最終的に目標を達成するためには、ごみ排出量の削減や効果的な中間処理など、更なる減量・減容の取り組みが必要です。

○ 課題

この 5 年間のごみの最終処分量は 1 万 2 千トン前後で推移しており、過去最も多かった年（平成 2 年度：121,206 トン）に比べれば、その量は約 10 分の 1 に減少しています。

しかしながら、最終処分場には限りがあり、現在の処分場も平成 38 年度には埋立てを終了する予定です。限りある最終処分場をできるだけ長く、環境負荷を少なくして使っていくためにも、ごみの排出や収集・中間処理段階における減量・減容化に努める必要があります。

第2節 前期の主な取組内容

2-1 ごみ減量の推進（基本施策1）

（1）530市民の育成

ごみの分別クイズをはじめとする幼児対象の環境教育や、ごみ収集車の操作体験を行う小学生対象の訪問授業などを通じて、本市のごみ処理の状況やごみ減量・リサイクルの啓発を行っています。

《平成26年度の実績》

- 幼児環境教育の実施（56園、6,200人）
- 小学校への訪問授業（49校、3,460人）
- 自治会等への出前講座の実施（17件、544人）
- ごみ処理施設見学会の実施（参加者4,736人）

（2）ごみ減量への経済的手法の検討

学識経験者や市民、事業者などの委員からなる、豊橋市ごみ減量推進検討委員会（平成23年7月～平成25年1月）を設置し、レジ袋の有料化や家庭ごみの有料化など経済的手法の検討を行いました。

その結果、有効利用されずに捨てられるレジ袋の削減や省資源・省エネルギーの推進のために、市の主導によるレジ袋有料化に取り組むことを求められました。

また、家庭ごみ有料化については、非常に効果的なごみ減量の手法であるものの、市民に経済的な負担を強いるため、他の施策や啓発を実施した後の最終手段として取り組むべきという提言がされました。

（3）効果的な情報提供の推進

豊橋市ごみ減量推進検討委員会では、豊橋市が抱えるごみの問題や、市の取り組みについてのPRが不十分であるという指摘をされました。

これを受けて市は、定期的な広報特集記事の掲載やごみ減量啓発チラシの全世帯配布、町自治会等を対象とした出前講座の実施などにより、ごみ減量とリサイクルの啓発に取り組んでいます。

《主な啓発》

- 広報とよはしへの定期的な特集記事の掲載（平成 25 年 5 月～）
- ごみ減量・リサイクル啓発チラシの全世帯配布（平成 25 年度）
- 夏休みごみ処理施設見学会の開催（平成 26 年度～）
- ごみ出しメールサービス「ゴミカレ」の開始（平成 26 年度～）

（４）事業系廃棄物の減量・資源化の促進

事業系廃棄物の減量と資源化を促進するために、従来行ってきた減量計画書の提出とともに、平成 26 年度からは事業活動により発生した再利用可能な古紙を無償で持ち込むことができる、事業系古紙リサイクルヤードを、古紙回収事業者の協力の下で開始しました。

《事業系一般廃棄物の再利用率（平成 26 年度）》

- 全体 68.3%
- 紙類 89.3%

2-2 資源回収の促進（基本施策 2）

（１）地域資源回収の活性化

本市では、平成 2 年度から地域資源回収団体奨励金制度を設けて、自治会や小中学校 P T A 等による自主的な資源回収の促進を図ってきました。

平成 25 年度には、新たにアルミ缶とスチール缶回収への従量制の奨励金を設けるとともに、奨励金交付の対象となる団体の枠を広げました。

また、平成 26 年度は、回収量の多い新聞・チラシの奨励金単価を引き上げるとともに、ごみステーションを活用した地域資源回収を紹介するなどして、実施団体の拡大に取り組んでいます。

《平成 26 年度の実績》

- 地域資源回収実施団体数 287 団体
- 資源回収量 8,185 t
- 奨励金額（資源 1kg あたり）

古紙 5円 布類 5円 アルミ缶・スチール缶 15円

（２）資源ごみのステーション収集の検討

本市においては、新聞紙やダンボールなどの古紙は、地域資源回収やリサイクルステーションなどの資源回収拠点が主な持ち出し先となっており、ごみステーションなどでの定期的な収集は行っていません。

豊橋市ごみ減量推進検討委員会では、地域資源回収への影響に配慮しながらも、古紙の排出機会が少ない市民のために、ごみステーションでの収集を検討するよう提言がされました。

また、ピンカンボックスにより収集を行っているびんやカンについて、ピンカンボックス周辺への環境負荷や抜き取り行為、異物の混入などを考慮し、平成 29 年度からピンカンボックスを廃止して、ごみステーションでの収集に移行することを予定しています。

（３）希少金属のリサイクル推進

本市では、従来から「こわすごみ」や「大きなごみ」として持ち出された家電製品を、中間処理施設でピックアップ（抜き取り）して、金属資源として再生事業者へ売却していましたが、小型家電リサイクル法（平成 25 年 4 月 1 日施行）を受け、対象品目の拡大と収集拠点の拡充を図っています。

《平成 26 年度の実績》

- 小型家電回収量 491 t
（中間処理施設でのピックアップ 386 t、ごみステーションでの回収 98 t、
拠点収集等 7 t）
- 回収拠点 19 か所（市役所、窓口センター、図書館等の市施設）
- 小型家電売却益 4,745,269 円

（４）剪定枝のリサイクル推進

平成 24 年度より、資源化センターに持ち込まれて、それまで焼却処理し、サーマルリサイクルしていた剪定枝をチップ化し、公園等の覆土材（マルチング）や堆肥の原料、家畜糞尿の水分調整剤として再利用しています。

《平成 26 年度の実績》

- 剪定枝資源化量 1,467 t

2-3 円滑な収集・運搬（基本施策3）

（1）資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策

ごみステーションやビンカンボックスからの資源物の持ち去りは、周辺の生活環境への悪影響や、近隣住民と持ち去り行為者とのトラブル等、様々な問題をもたらします。

市は、資源ごみの持ち去りを禁止する条例（平成25年10月施行）を定めて、罰則の適用も含めて持ち去り行為に対して注意喚起を行っています。

《平成26年度の実績》

- 指導回数 延べ275回、108人
- 告発件数 2件、2人

2-4 環境負荷の少ない中間処理（基本施策4）

（1）広域ごみ処理への取り組み

ごみ処理における環境負荷の低減やリサイクルの効率化、ごみ処理コストの低減などに市域を越えて取り組むため、豊橋田原ごみ処理広域化計画を平成26年3月に策定しました。

今後、ごみ処理施設の更新に合わせて、田原市との共同ごみ処理に取り組めます。

2-5 安定した最終処分（基本施策5）

（1）最終処分場周辺の環境対策

最終処分場から発生する浸出水及びガスについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた排出基準に適合するように、周辺環境の保全を図っています。

2-6 三者の協働・環境への配慮（基本施策6）

（1）530運動の推進

本市では、毎年春と秋に全市一斉の地域清掃活動に取り組んでいます。自治会が行う清掃活動の他にも、530運動環境協議会が主となって、駅前や公園、干潟などで清掃活動（クリーンアップ大作戦）を行っています。

《平成 26 年度の実績》

- 530運動実践活動の参加団体 約700 団体
- クリーンアップ大作戦 4 回実施、959 人参加

(2) 市民参加型のイベント開催

530運動環境協議会の会員企業等が出展するイベント「530のまち環境フェスタ」や、市のごみ処理を親子で学ぶ「エコキッズサーキット」等のイベントを通じて、ごみ減量やリサイクルについての啓発を行っています。

また平成 27 年度には、530運動 40 周年の取り組みの一環として、「まちなか歩行者天国」へのブース出展を行いました。

(3) 次世代自動車の普及

ごみ収集における温室効果ガスの排出抑制と地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、地球にやさしい自動車であるハイブリッド収集車への更新に取り組んでいます。

《ハイブリッド収集車への更新状況》

- 平成 23 年度以降、10 台更新

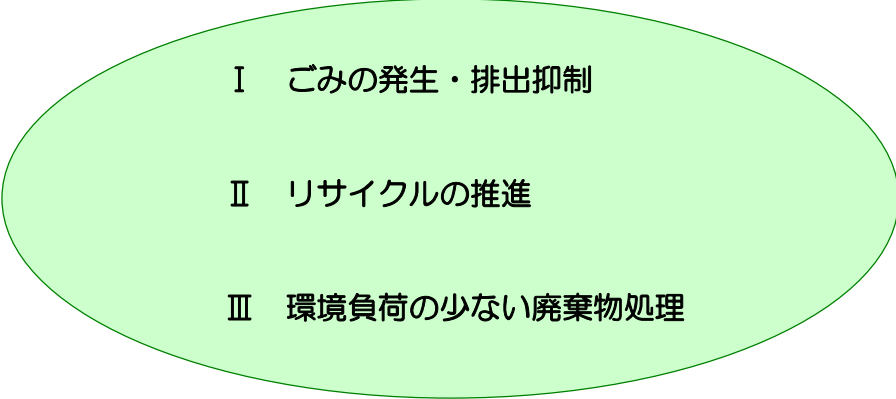
第 2 章 基本方針と目標

第 1 節 基本方針

資源循環型社会の実現にあたり、引き続きごみ減量とリサイクルを継続していく必要があります。市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの発生から処分までの各段階において、従来の取り組みの徹底と、新たな取り組みへの挑戦が求められています。

そこで、ごみ処理における基本方針を次のとおり定めます。

＜基本方針＞

- 
- I ごみの発生・排出抑制
 - II リサイクルの推進
 - III 環境負荷の少ない廃棄物処理

基本方針Ⅰ：ごみの発生・排出抑制

資源循環型社会を実現するためには、第一に、発生するごみの量をできる限り少なくすること（リデュース）が必要です。市民・事業者の一人ひとりが環境に配慮した意識を持って行動することで、排出されるごみの量をできるだけ減らすまちづくりを目指します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

リサイクルを推進するためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動する必要があります。三者による適正な役割分担と協働を図ることで、資源を有効活用するまちづくりを目指します。

基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない廃棄物処理

廃棄物の処理にあたっては、多くのエネルギーが必要であり、その際には地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめ、環境負荷を与える物質が発生します。それらの影響をできる限り軽減するとともに、安定した廃棄物の最終処分へつなげます。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

- I ごみ排出量
- II リサイクル率
- III 最終処分量

2-1 ごみ排出量

現状のまま推移した場合、ごみ排出量は減少していくものの、市民1人1日当たりのごみ排出量は、県内自治体や類似都市平均と比べ多い傾向にあります。

家庭や事業所への啓発などを通じ、更なるごみの減量を目指し、平成32年度におけるごみ排出量に関する目標を次のとおり定めます。

目標

ごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を平成21年度に比べ、12%削減

→ 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を10%削減

注：ごみ排出量は、ごみ総排出量（市関与ごみ量＋地域資源回収量）から災害廃棄物と市関与産業廃棄物を除いたものです。

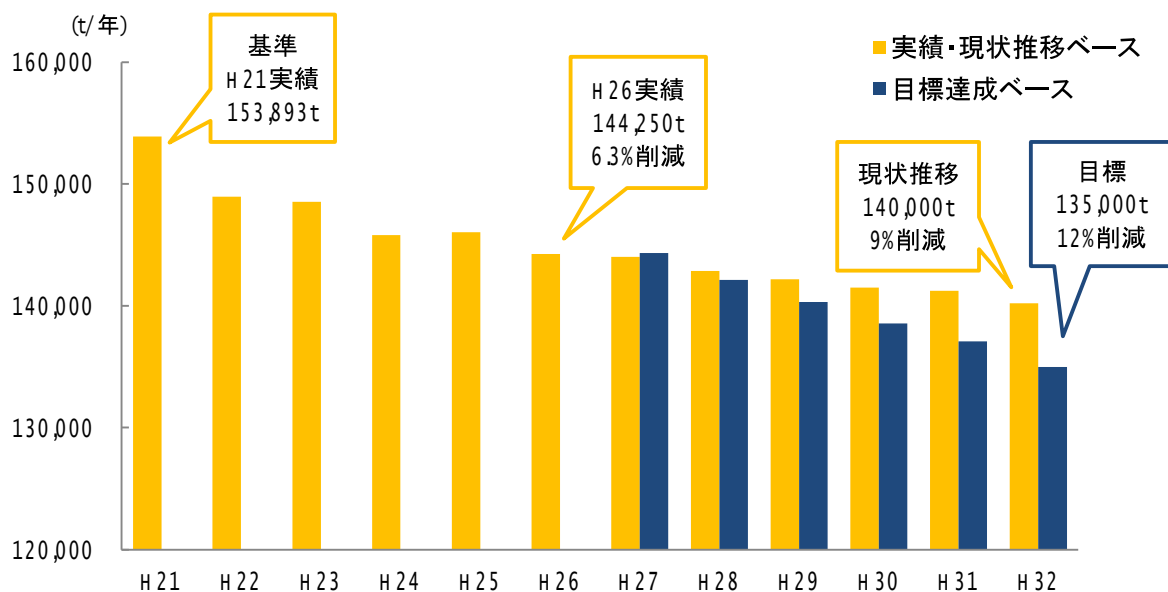


図2-8:ごみ排出量の推移と推計(平成27年度以降は推計)

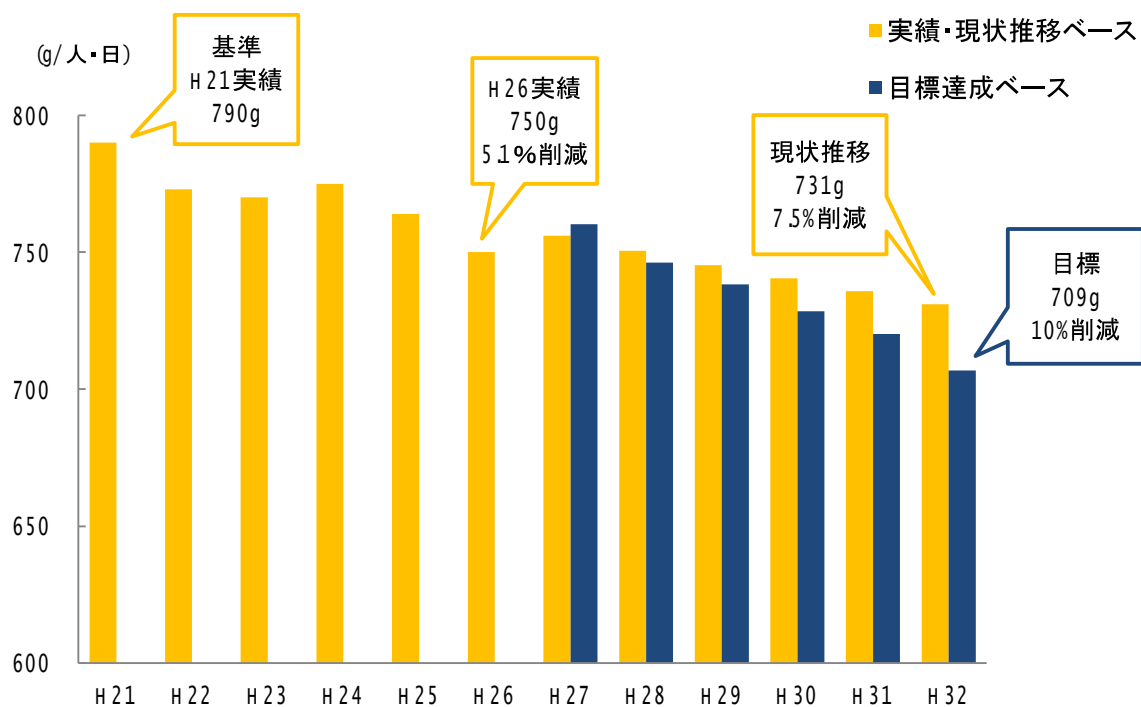


図 2-9: 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移と推計(平成 27 年度以降は推計)

目標値設定の考え方

本市のごみ排出量(家庭系ごみ及び事業系ごみ)は、過去 5 年間で約 1 万トン減少しました。現状のまま推移すると、平成 32 年度には平成 21 年度比で 9%、約 4 千トン減の 14 万トンまで減少することが予想されます。

しかしながら、本市のごみ排出量は他都市と比べて多いことを考慮すると、現状推移以上にごみ減量に努めなければなりません。

そこで、次の取り組みにより、ごみ排出量の削減目標(平成 21 年度に対する平成 32 年度のごみ排出量削減の割合)を、現状推移よりも更に 3 ポイント上乗せした 12%と定めます。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・ 生ごみの水切り徹底の周知啓発
- ・ ごみ処理手数料の見直しによる、事業系ごみの減量化促進
- ・ 事業系古紙リサイクルヤードの活用による、事業系古紙の削減
- ・ 事業系ごみの搬入検査の強化

2-2 リサイクル率

限りある資源を有効に利用するという考えのもと、市民・事業者・行政が協力し、リサイクル率の向上を図ります。

平成32年度におけるリサイクル率に関する目標を次のとおり定めます。

目標

ごみのリサイクル率を28%に引き上げ

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ排出量}}$$

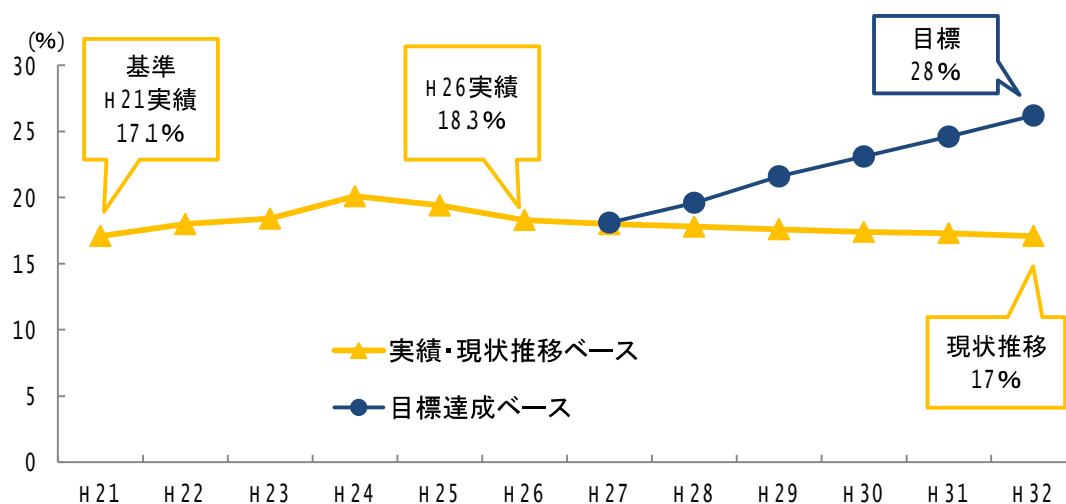


図2-10:リサイクル率の推移と推計(平成27年度以降は推計)

目標値設定の考え方

「もやすごみ」や「こわすごみ」には古紙などの資源が多く混入しており、それらはごみとして処理されています。

資源の回収と有効活用を積極的に推進するために、次の考え方の下、計画前期に掲げたリサイクル率の目標値28%を後期も引き継ぐこととします。

- ・ 現在「もやすごみ」に含まれている古紙等の約50%を資源として回収し、リサイクルします。
- ・ 地域資源回収による古紙の量や、資源化センターで発生するスラグ利用量を、平成26年度と同等量に維持します。
- ・ 生ごみやし尿・浄化槽汚泥をバイオマス資源として利活用します。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・ ごみステーションを活用した地域資源回収の普及
- ・ 古紙のごみステーションでの収集検討
- ・ 指定ごみ袋制度の導入による、資源ごみの分別徹底
- ・ スラグの有効利用の拡大
- ・ 生ごみの分別収集とバイオマス資源としての活用

2-3 最終処分量

様々な減容処理を経た後、最終的に残ったごみは最終処分場で埋立処分されます。環境負荷の低減や処分場の延命化などを図るため、最終処分量を減らす必要があります。

平成32年度における最終処分量に関する目標を次のとおり定めます。

目標

最終処分量を平成21年度に比べ、30%削減

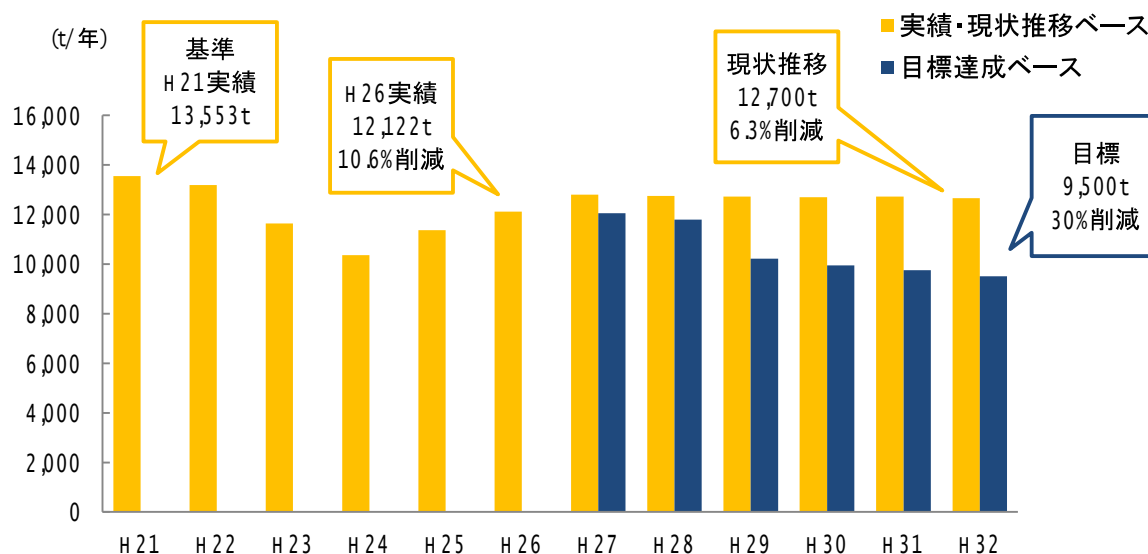


図 2-11:最終処分量の推移と推計(平成27年度以降は推計)

目標値設定の考え方

現在、埋立処分されているごみの大半は、ごみ処理施設から発生する脱塩残渣(ごみ焼却時に発生するリサイクルできない残りくず)等のごみ処理残渣です。

前述のごみ減量やリサイクルの目標が達成された場合、埋立処理される脱塩残渣の量は約30%削減され、最終処分量も平成32年度において平成21年度比30%減の9,500トンになると見込まれます。

ごみの減量や分別徹底によるごみ焼却処理量の削減、ごみ処理残渣の削減に努めると同時に、すでに埋め立てられたごみの掘り起こしによる減容化に取り組むことで、埋立処分場の残余年数の確保に努めます。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・ ごみの減量や分別徹底、バイオマス資源利活用によるごみの焼却処理量とごみ処理残渣の削減
- ・ スラグの有効利用の拡大による、最終処分量の削減

目標値に関する数値を、次に示します。

表 2-3: 目標値に関する数値一覧

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 32 年度	
	基準	実績	見直し前の目標値	見直し後の目標値
ごみ排出量	153,893 t	144,250 t	10%削減 (137,400 t)	12%削減 (135,000 t) 参考：平成 26 年度比 6.4%削減
家庭系ごみ排出量	110,876 t	103,697 t	10%削減 (98,700 t)	13%削減 (96,500 t)
市民 1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	790 g	750 g	7%削減 (727 g)	10%削減 (709 g) 参考：平成 26 年度比 5.5%削減
事業系ごみ排出量	43,017 t	40,553 t	10%削減 (38,500 t)	11%削減 (38,500 t)
リサイクル率	17.1%	18.3%	28%	28%
最終処分量	13,553 t	12,122 t	21%削減 (10,700 t)	30%削減 (9,500 t) 参考：平成 26 年度比 21.6%

注 1: 目標値の設定に当たっては、災害廃棄物と市関与産業廃棄物を除外しました。

注 2: 色付きの部分が目標値として設定した項目です。

参考：国及び愛知県の計画目標

計 画 名	基準年度	目標年度	目 標（現状に対して）
廃棄物処理法に基づく 基本方針（国）※ ¹	平成 19 年度	平成 27 年度	排 出 量 約 5%削減 再生利用量 約 25%に増加 最終処分量 約 22%削減
循環型社会形成 推進基本計画（国）※ ²	平成 12 年度	平成 32 年度	1 人 1 日当たりのごみ排出量 約 25%削減 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 約 25%削減 事業系ごみ総量 約 35%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成 20 年度	平成 28 年度	処理しなければならないごみの 一人一日当たりの量※ ³ 約 720 g 再生利用量の割合 約 26% 最終処分量 約 23%削減

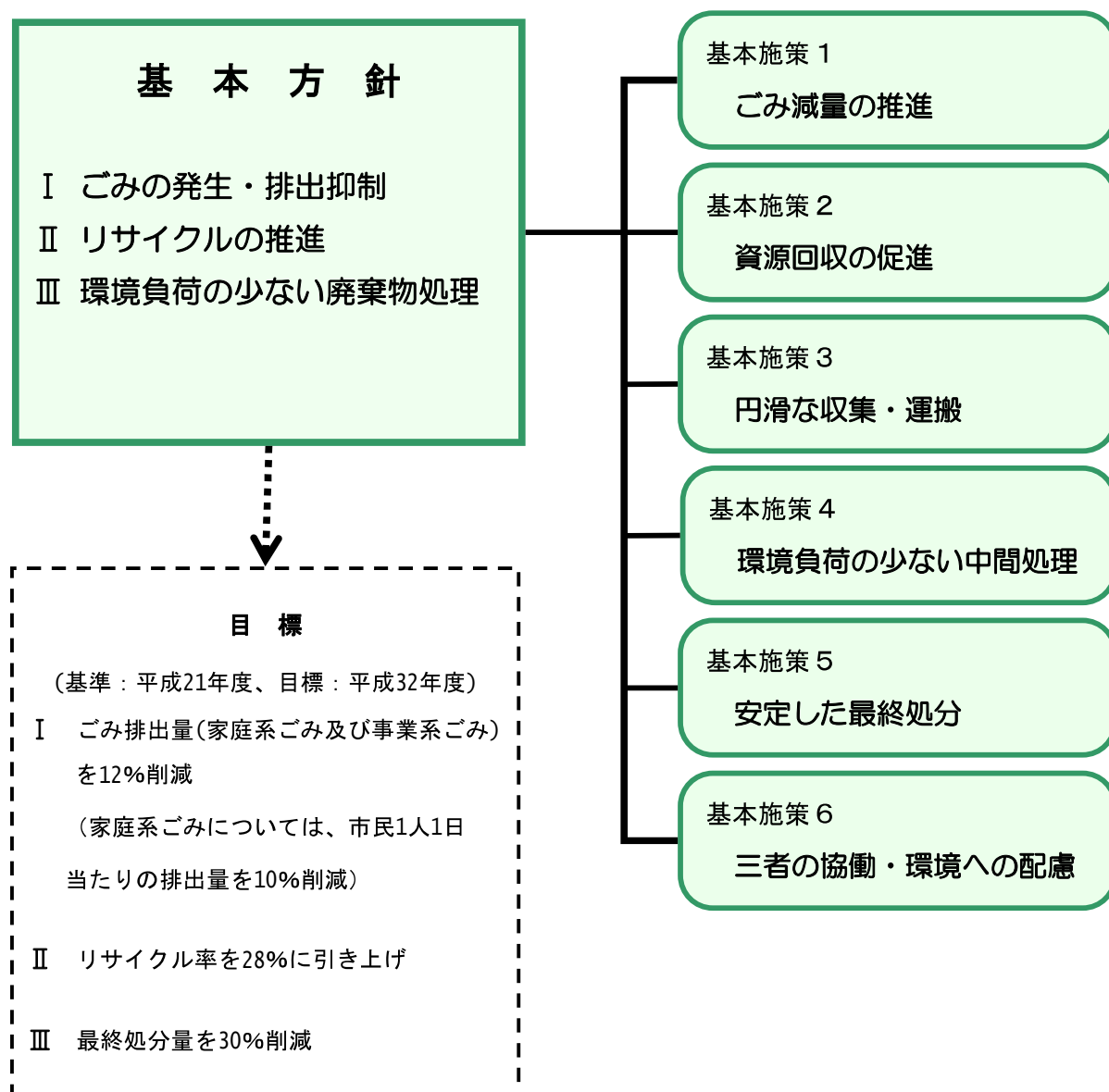
※¹ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
(平成 22 年 12 月 20 日環境省告示第 130 号)

※² 循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定した計画(平成 20 年 3 月)

※³ 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量: 一般廃棄物の総排出量から、資源ごみ量と集団回収量を
差し引いて、一人一日当たりに換算したもの

第 3 章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定めます。



基本施策1 ごみ減量の推進

課 題

・ ごみに対する意識の向上

環境意識の高まりにより、ごみの減量やリサイクルへの関心も高まっていますが、市民全体までは広まっておらず、ごみに対する関心の低い人の意識を高めるための広報啓発を実施する必要があります。

ごみの排出方法や減量に関する知識、情報の提供を充実するとともに、「ごみになるものは購入しない」といった、ごみの発生段階での抑制実施についても呼びかける必要があります。

・ ごみ排出量の抑制

本市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を比較すると、愛知県平均970g※、中核市平均1,004g※に対し、本市は1,049g※であり、引き続き減量に努める必要があります。

今後更なる排出抑制に努め、市民・事業者に対し広報啓発活動などを推進するとともに、新たな排出抑制策の導入が必要です。

※平成25年度一般廃棄物処理事業実態調査より

・ 経済的手法の導入

ごみ排出量の削減、負担の公平化などを目的に、ごみの排出量に応じて費用負担を求める手法の検討・導入が全国的に進められています。本市においても、経済的手法の導入を検討する必要があります。

・ 事業系ごみの分別排出の徹底

事業系ごみは毎年約4万トン排出されており、本市のごみ排出量の約3割を占めています。また、事業系ごみには資源物である古紙の混入が見られます。

事業者を対象としたアンケート調査では、ごみ減量やリサイクルについての先進的な情報を求める意見が寄せられていることから、これらの情報の充実により分別排出の徹底を図り、事業者自らによるごみの資源化を推進する必要があります。

具体的取組

・ 530運動環境協議会の活用

530運動環境協議会による530実践活動や幼児環境教育など、ごみゼロ社会実現のための意識向上を図るための啓発を進めます。

・ 530市民の育成

環境教育や出前講座、啓発活動などを行うことにより、ごみ分別や減量・リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組みます。

- ① 幼稚園・保育園、学校における環境教育の充実
- ② 清掃施設見学会の充実やリサイクルプラザにおける体験学習・研修の実施
- ③ 自治会・市民団体などを対象にした出前講座の実施

・ ごみ減量への経済的手法の検討

ごみ減量と適正な分別排出の徹底、廃棄物処理にかかる市民の意識啓発を図るため、新たな経済的手法の導入の検討と、既存の制度の適正化に取り組みます。

① ごみ減量・費用負担公平化の検討

家庭収集ごみの有料化や資源化センターへ自己搬入される家庭ごみの有料化などを検討します。

また、スーパーなどで配布されるレジ袋について、事業者等と削減に関する協定を締結するなどして、利用者に必要以上のレジ袋をもらわないよう促します。

② ごみ収集・処理手数料の見直し

大きなごみの収集手数料や、事業所から発生するごみを資源化センターや埋立処分場に搬入する際に課している手数料について、ごみ処理原価に基づく適正な料金設定に努めます。

・ 生ごみ減量の推進

家庭から発生する「もやすごみ」の排出量削減を図るため、割合の高い生ごみの減量を推進します。

① 生ごみ減量容器購入補助事業の推進

生ごみ減量容器の購入により、家庭からの生ごみの排出抑制と資源化を図ります。また、手作りコンポスターなど、その他の生ごみ処理方法についてもPRを行います。

② 家庭におけるエコ・クッキングの普及促進

食材を無駄なく使うなど、家庭の台所から発生するごみの量を少なくする実践行動「エコ・クッキング」の普及を促進します。

③ 生ごみの水切りの啓発

「もやすごみ」の約 4 割を占める生ごみは水分の割合が高く、水切りは身近で有効なごみ減量対策です。三角コーナーなどの利用による水切りの徹底を啓発することにより、生ごみの減量を図ります。

・ **効果的な情報提供の推進〈拡充〉**

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、ごみ出しメールサービスなど、新たな情報ツールや情報内容の拡充を行います。

① 身近で出来るごみ減量やリサイクルに役立つ情報の提供

② ごみに無関心な市民が興味を持つような情報の検討

③ 市民がアクセスしやすい情報ツールと情報内容の充実

・ **エコショップ制度の推進**

ごみ減量化・リサイクルなどに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店（エコショップ）」として認定します。また、先進的な取り組みを行っている店舗を広報などを通じて広く PR し、事業者のエコに対する取り組みの促進と、市民のエコショップ利用を呼びかけます。

・ **事業系一般廃棄物の減量計画と指導強化**

「事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」に関して、計画策定を義務づけられている一定規模以上の事業者に対して、廃棄物の減量目標値や個別のごみ減量方法などを記したマニュアルを配布し、策定支援や指導にあたります。

・ 事業系ごみの減量・資源化の促進〈拡充〉

本市のごみ排出量の約 3 割を占める事業系ごみについて、減量・資源化の促進と適正排出の徹底を図ります。

① 古紙の分別・資源化の促進と回収システム構築の支援

事業系ごみの大きな割合を占める紙ごみについて、古紙として自己搬入できる事業系古紙リサイクルヤード等民間の回収ルートによる資源化を促進します。

② 事業系ごみの搬入検査の強化

資源化センターに搬入される事業系ごみの搬入検査を強化し、再生利用できる古紙などの搬入規制を検討します。

③ 紙ごみの発生抑制

紙ごみの発生を抑制するために、書類の電子化と古紙の再生利用を呼びかけます。

④ 事業系ごみの適正処理の徹底

ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出を抑制するために、「事業系ごみガイドブック」を作成し、事業者へ配布することで、事業系ごみの分別や適正処理の徹底を図ります。また、事業系ごみの収集・処理状況などの現状把握を行い、適切な分別・持ち出し方法の検討を進めます。

・ 拡大生産者責任の徹底

拡大生産者責任は、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、資源循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方です。

ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、プラスチック製容器包装以外のプラスチックなど、新たな素材についても拡大生産者責任の適応をあらゆる機会を利用して国や産業界に働きかけていきます。

・ 業者の自主回収の促進

読み終わった新聞や広告、食品トレイなど、資源として回収・再生利用可能なものについて、製造・販売・流通業者による自主回収・リサイクル促進に取り組みます。

・ 産業界などの自主回収に関する情報提供

不用となったパソコン、自動二輪車、消火器などは、製造事業者により回収が進められ、リサイクルされています。このような業界独自の回収が促進されるよう、市民に対して情報提供に努めます。

基本施策2 資源回収の促進

課 題

・ リサイクル率の向上

本市のリサイクル率は、愛知県平均 22.7%、中核市平均 19.6%※と比較すると、本市は 19.4%※であり、低い値となっています。

ごみの収集から最終処分までのあらゆる過程において、今後更なる資源化を推進する必要があります。

※平成25年度一般廃棄物処理事業実態調査より

具体的取組

・ 地域資源回収の活性化〈拡充〉

資源回収の活性化やごみの資源化を推進するため、古紙や布類等を回収した団体に対して奨励金を交付しています。今後も、対象品目の選定や交付額の検討を進めるとともに、効率的な資源の回収方法を自治会に提案するなどして、地域資源回収の活性化を図ります。

・ 資源回収拠点の充実〈拡充〉

現在、リサイクルステーションや環境センターで家庭から出る古紙・布類を受け入れています。また、古紙を無償で持ち込むことができる古紙リサイクルヤードを古紙回収業者の協力により実施しています。今後も市民が日常的に利用できるように、効率的・合理的な資源回収方法の検討と資源回収拠点の充実を図ります。

・ 古紙・布類のリサイクル推進

現在、古紙はリサイクルステーション等と地域資源回収で、布類はこれらに加えごみステーションでの収集を行っています。引き続き適正分別の徹底を図るとともに、地域資源回収などの積極的利用を呼びかけることで、リサイクルの推進に努めます。

・ 資源ごみのステーション収集の検討

びん・カンの収集を専用回収容器による収集から、ごみステーションでの収集に移行します。古紙については、市民の利便性や現行の収集体制と比較しながら、ごみステーションにおける収集について検討を行います。

- ・ **ペットボトルのリサイクル推進**

ごみステーションでの収集により引き続き適正分別の徹底を図るとともに、収集したペットボトルの効率的なリサイクルの推進に取り組みます。

- ・ **プラスチックのリサイクル推進**

プラスチック製容器包装の再商品化を推進するため、分別の徹底を呼びかけることで再商品化率の向上を図ります。

- ・ **食用油のリサイクル推進**

家庭で不用になった食用油をリサイクルすることを目的に、リサイクルステーションで回収を行っています。市民に広くPRし、回収の促進に努めます。

- ・ **家具類のリサイクル推進**

戸別収集、直接搬入で「大きなごみ」として収集された家具などを補修し、再生品として展示販売をすることで、リサイクルに対する市民意識の向上を図ります。

- ・ **スラグの有効利用〈拡充〉**

焼却施設1・2号炉から発生するスラグの品質確保と安定的な供給に努め、事業者等への積極的な利用の促進を図ります。

- ・ **希少金属のリサイクル推進〈拡充〉**

小型家電リサイクル法の施行に伴い、家庭から排出される携帯電話やデジタルカメラなどの拠点回収により、引き続きリサイクルの推進に努めます。

- ・ **剪定枝のリサイクル推進**

資源化センターに持ち込まれる剪定枝の資源化を図るため、リサイクル施設を整備し、安定した製品の供給と需要先の確保を図り、リサイクルを推進します。

- ・ **生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の有効活用〈新規〉**

これまで、資源化センターで焼却処理されていた生ごみを、新たに「資源」として位置付け、中島処理場内に整備を進めているバイオマス資源利活用施設において、し尿・浄化槽汚泥及び下水道汚泥とともにメタン発酵処理し、発電を行うことで資源の有効活用を図ります。

基本施策3 円滑な収集・運搬

課 題

- ・ **ごみ分別・ごみ出しマナーの徹底**

「もやすごみ」に古紙が、「こわすごみ」にびん・カンが混入しているなど、ごみが適正に分別されていなかったり、ダンボール箱など中身が見えない入れ物を使ったごみの持ち出しや、ごみステーションへの事業系ごみの持ち出しも見受けられます。

平成28年度からは指定ごみ袋制度の導入、平成29年度からは生ごみの分別収集やびん・カンの持ち出し方法の変更を予定しているため、従来のごみ分別や持ち出しルール of 徹底に加え、新たにごみの持ち出し方法の周知に力を入れていく必要があります。

具体的取組

- ・ **清掃指導員の活動支援**

ごみの分別や持ち出しルールの徹底、地域資源回収などの活性化について、これらの指導や推進を担う清掃指導員制度を引き続き推進します。また、清掃指導員へごみの現状などの情報提供を行うとともに、その役割を十分果たせるような仕組みを構築していきます。

- ・ **分別精度の向上**

家庭ごみの分別をわかりやすく説明したごみガイドブックの作成・配布などを引き続き行うとともに、広報などを通じて市民にごみ分別の更なる徹底を呼びかけ、分別精度の向上を図ります。

また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの周知徹底を行います。

- ・ **外国人への広報啓発の充実**

言語や生活習慣が異なる外国人市民に対し、外国語版ごみガイドブックの配布や、説明会などを通じてごみの適正な分別と持ち出しルールの周知を行います。

- ・ **効率的なごみ回収**

ごみステーションの適正配置及びごみ量・ごみ質の変化や高齢世帯の増加など、社会状況に対応した収集体制の見直しの検討を行い、効率的なごみ収集を推進します。

また、民間委託業者によるごみ収集については、業者への積極的な指導と研修に取り組み、適正・円滑なごみの収集運搬を促進します。

- ・ **不法持ち出しごみステーション対策**

ごみステーションは、市民と行政がごみの排出において接点をもつ重要な場所であり、市民がごみを排出するにあたってルールを守ることが必要とされる場所でもあります。

しかし、事業系ごみの持ち出しや、ごみ種ごとの分別や排出する曜日・時間・出し方などについて、守るべきルールが守られていない状況が見受けられるため、チラシやガイドブックの配布・各種業界団体への協力要請・ごみステーションにおける立番啓発などにより、市民や自治会とともにごみステーションの適正管理に努めます。今後も各家庭や事業所へごみの排出に関するルールが守られるよう、広報などを通じてPR活動を行います。

- ・ **ビンカンボックスによるびん・カン収集の見直し**

ビンカンボックスの老朽化、抜き取りなどの問題を解決するため、びん・カンの収集をごみステーションによる収集に移行します。

- ・ **ごみ搬入車両の増加対策**

資源化センターへごみを直接搬入する自家用車が増加し、日常的に周辺道路が渋滞しています。この解消のため、受入態勢などを見直し円滑な施設運営に努めます。

- ・ **ごみ分別・持ち出しルールの検討**

家庭ごみの分別・持ち出し方法について、廃棄物の性状とごみ処理施設や収集体制の状況などを踏まえ、適切な方法を検討します。

- ・ **資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策〈拡充〉**

条例施行に伴い、資源物の持ち去りについて引き続きパトロールを実施するとともに、監視カメラを設置するなどして、持ち去り対策に努めます。

- ・ **家庭から出るプランターなどの排土の受け入れ**

土や石は、ごみの対象外のため、再利用のお願いをしていますが、マンションやアパートなどに居住し、再利用が難しい人の受け皿として、少量について受け入れを行います。

- ・ **処理困難物の見直しの検討**

生活様式の変化により、家庭から排出される廃棄物も年々変化しています。行政で収集・処理できない「処理困難物」について、廃棄物の収集・処理能力などを考慮しながら、品目の見直しを検討します。

- ・ **指定ごみ袋制度の導入〈新規〉**

本市では、家庭ごみの持ち出し袋を透明又は半透明としていますが、中身の見えない袋やダンボール箱を使ったごみ出しが見受けられます。

マナー違反のごみの持ち出しは、ごみステーションの乱雑化をまねき、ごみステーションを管理している自治会等への大きな負担にもつながるため、家庭ごみの持ち出しに指定ごみ袋を導入して、ごみの分別や持ち出しマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化防止を図ります。

基本施策4 環境負荷の少ない中間処理

課 題

・ 中間処理施設の老朽化への対応

資源化センターの焼却施設3号炉（竣工：平成3年2月）及び資源リサイクルセンター（竣工：平成2年3月）は供用開始後25年を経過しています。また、焼却施設1・2号炉（竣工：平成14年3月）も計画期間の最終年度には供用19年となるため、可能な限り延命化に努めるとともに、施設の更新に向けた検討を進めます。

・ ごみ処理広域化への対応

効率的・合理的な廃棄物処理とリサイクルを推進するため、ごみ排出量・将来人口・社会情勢などを踏まえて、市域を越えた広域的な取り組みについても検討する必要があります。

なお、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月 愛知県）において、本市は『豊橋田原ブロック』と位置付けられ、焼却施設について、田原市との広域化を図ることとされています。

具体的取組

・ 3号炉の効率活用

資源化センターの焼却施設3号炉について、ごみ焼却処理量に対応するためにも、焼却施設1・2号炉に併せた延命化を図ります。

・ 資源リサイクルセンターの施設整備

びん・カン、ペットボトルの選別・圧縮・梱包を行っている資源リサイクルセンターは、供用開始後20年を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、リサイクルの推進と併せた施設整備を進めます。

- ・ **広域ごみ処理への取り組み〈拡充〉**

国の通知及び愛知県が策定した「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき、田原市と協働して広域ごみ処理施設の整備に向けた取り組みを進めます。

また、愛知県の三河港港湾計画の中で位置付けられている広域廃棄物最終処分場について、情報収集に努めます。

- ・ **産業廃棄物の受け入れの見直しの検討**

資源化センターに搬入されている産業廃棄物については、施設負荷の軽減の観点から、受け入れを見直すことを検討します。

- ・ **将来的な廃棄物処理施設整備の推進〈拡充〉**

昭和 55 年度より稼働している廃棄物の総合中間処理施設である資源化センターは、既更新施設や周辺施設も含めて老朽化が進んでおり、一体的な施設整備が必要です。

今後、必要な規模、整備場所、環境対策、事業費及び処理システムなど多様な課題について検討した上で、施設整備計画を作成し、施設整備を推進します。

- ・ **資源化センター施設整備事業の推進〈新規〉**

豊橋田原ごみ処理広域化計画においては、広域ごみ処理施設の設置場所を豊橋市資源化センターの周辺と定めており、平成 27 年度からは専門の部署を設けて計画の推進に取り組んでいます。

今後、地権者や地元及び周辺自治会に対して事業説明を重ね、理解と協力を求めながら、環境負荷の少ない施設整備について検討を行います。

基本施策5 安定した最終処分

課 題

・ 最終処分場の長期利用

広い用地を必要とする処分場の新規整備は、今後さらに困難になると想定されます。平成23年度より新しい最終処分場の供用が開始されましたが、長期利用のためには、埋立処分量の削減と同時に、すでに埋め立てられている廃棄物の掘り起こしによる減容化も必要です。

また、周辺環境と調和した施設の管理・運営にも引き続き努めていく必要があります。

具体的取組

・ 搬入ごみの減容

排出、収集、中間処理での最適な処理システムを検討し、最終処分場に搬入されるごみの減量・減容とリサイクル率の向上を図ります。

・ コンクリート類のリサイクル推進

直接埋め立てされている「うめるごみ」のうち、コンクリート類のリサイクルを推進します。

・ 脱塩残渣の処理

焼却施設の残渣として発生する脱塩残渣は埋め立て処分しています。更なる最終処分場の負荷軽減の観点から減容化の検討を進めます。

・ 最終処分場周辺の環境対策

最終処分場の周辺環境に万全な対策を講じるとともに、引き続き安全で安心な施設であるように努めます。

また、埋立終了後も、施設を廃止するまでの期間、適切な維持管理により環境の保全に努めていきます。

・ **災害時における迅速な廃棄物処理〈拡充〉**

災害発生時には、がれきなど大量のごみが発生することが考えられます。

早期の災害復旧と衛生環境の確保のために、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。

- ① 災害廃棄物処理計画、各施設における作業マニュアルに基づく対策の推進
- ② 県及び周辺市町村との連絡体制の強化
- ③ 廃棄物処理関係団体との協定に基づく災害廃棄物処理の協力体制の構築

基本施策6 三者の協働・環境への配慮

課 題

- ・ **市民・事業者・行政の連携の強化**

市民・事業者・行政の三者が、それぞれの役割を理解し、ごみの減量化・資源化などを協働して取り組んでいくことが必要です。そのためにも三者の協働を強化する必要があります。

- ・ **温室効果ガス排出量の削減**

ごみ処理に係る温室効果ガスの発生は、収集運搬車両の使用や廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出、埋立処分場でのメタンガス発生などが主な要因です。本市においても、効率的で環境負荷の少ない収集運搬・中間処理に取り組み、ごみの適正な排出の啓発に努めていく必要があります。

- ・ **ごみ処理経費の抑制**

ごみ処理や施設の整備には多くの費用を必要としており、平成26年度のごみ処理費用（処理及び維持管理費と建設改良費の合計）は約50億円でした。ごみの減量と併せてごみの収集や処理の効率化に取り組み、ごみ処理経費の抑制に努めていく必要があります。

- ・ **不法投棄の防止**

本市では、監視パトロールの実施、監視カメラ・警告看板の設置などを実施していますが、不法投棄が後を絶たない状況です。このため、更なる監視体制の強化などが必要となっています。

具体的取組

・ 530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、本市で生まれた530実践活動を、市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、空き缶、空きびんなどの散乱ごみのない清潔な居住環境の実現を目指します。

・ 市民参加型のイベント開催

「530のまち環境フェスタ」や「エコキッズサーキット」など市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取り組みを支援し、理解を深める場を作ります。

・ 市民・事業者・行政の連携強化

市民・事業者・行政の三者の協働により、ごみ減量やリサイクル商品の利用などの推進に努めます。行政は、廃棄物処理について計画や目標を設定し、市民に対しては情報提供や環境教育、活動支援を、事業者に対しては事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書に基づく指導や支援などを行うことで、三者の連携強化に努めます。

・ サーマルリサイクルの推進

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、環境保全に配慮したサーマルリサイクルを推進します。

・ 余熱の安定供給

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、発電や温室へ利用するとともに、「りすば豊橋」にも安定供給をしていきます。

・ ごみ処理コストの情報発信

家庭から排出されるごみ1kgの処理にかかっている費用など、市民1人がどれだけのごみ処理費用を負担しているかを表す数値をわかりやすく公表することで、市民の自主的なごみ減量やリサイクル活動の促進を図ります。

また、ごみ収集や処理部門ごとにかかる経費を算出し、適正なごみ処理経費を把握することで、事業全体の点検・改善に生かします。

- **監視体制（パトロール）の強化**

排出者負担や拡大生産者責任という観点から、市民や事業者にリサイクル料金などの負担が求められています。しかし、一部においてはその認識の低さから不法投棄が後を絶ちません。その対策として、市民や事業者に広報やパンフレットで適正な処理について呼びかけ、意識の向上を図るとともに、統合型GIS（地理システム）により不法投棄多発箇所を把握し、それを基に監視カメラや防止看板の設置、監視パトロールの実施を行うことで、その抑制に努めます。

- **次世代自動車の導入**

地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、温室効果ガスの排出抑制の一環として、環境にやさしい自動車であるハイブリッド収集車の導入を推進します。

- **バイオマス資源利活用の推進〈新規〉**

生ごみや下水道汚泥等のバイオマス資源を発酵処理し、発生するメタンガスを再生可能エネルギーとして利用、発酵後の残渣は炭化燃料として利用します。

この取り組みのために、生ごみの分別収集の仕組み作りに取り組むとともに、バイオマス資源利活用施設を整備します。

第 4 章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- ・ ごみ減量への経済的手法の検討（32 ページ）
- ・ 事業系一般廃棄物の減量計画と指導強化（33 ページ）
- ・ 事業系ごみの減量・資源化の促進（34 ページ）
- ・ 資源ごみのステーション収集の検討（35 ページ）
- ・ 効率的なごみ回収（38 ページ）
- ・ 将来的な廃棄物処理施設整備の推進（41 ページ）
- ・ 最終処分場周辺の環境対策（42 ページ）
- ・ 市民・事業者・行政の連携強化（45 ページ）

ごみの減量・資源化を一層推進するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に向けた市民や事業者の自主的な活動を促進するとともに、家庭でできるごみ減量の普及啓発や経済的手法の導入も含めた新たな取り組みが必要です。

また、廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分に伴う環境負荷の抑制と適正管理、リサイクル機能の一層の充実に取り組みながら、市民・事業者・行政の三者の役割分担を明確にし、ごみの資源化促進やリサイクル商品の利用などリサイクルの推進に努めます。

第 5 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前 期	後 期
Ⅰ.ごみの発生 ・ 排出抑制	1.ごみ減量の 推進	530運動環境協議会の活用	○	○	○
		530市民の育成	○	○	○
		ごみ減量への経済的手法の検討	○	●	●
		生ごみ減量の推進	○	○	○
		効果的な情報提供の推進〈拡充〉	○	○	◎
		エコショップ制度の推進	○	○	○
		事業系一般廃棄物の減量計画と指導強化	○	●	●
		事業系ごみの減量・資源化の促進〈拡充〉	○	●	●◎
		拡大生産者責任の徹底	○	○	○
		業者の自主回収の促進	○	○	○
		産業界などの自主回収に関する情報提供	○	○	○
Ⅱ.リサイクル の推進	2.資源回収の 促進	地域資源回収の活性化〈拡充〉	○	○	◎
		資源回収拠点の充実〈拡充〉	○	○	◎
		古紙・布類のリサイクル推進	○	○	○
		資源ごみのステーション収集の検討	○	●	●
		ペットボトルのリサイクル推進	○	○	○
		プラスチックのリサイクル推進	○	○	○
		食用油のリサイクル推進	○	○	○
		家具類のリサイクル推進	○	○	○
		スラグの有効利用〈拡充〉	○	○	◎
		希少金属のリサイクル推進〈拡充〉	○	○	◎
		剪定枝のリサイクル推進	○	○	○
		生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の有効活用〈新規〉			☆
Ⅲ.環境負荷の 少ない廃棄 物処理	3.円滑な収集 ・ 運搬	清掃指導員の活動支援	○	○	○
		分別精度の向上	○	○	○
		外国人への広報啓発の充実	○	○	○

注：●は重点取組、☆は新規追加、◎は内容を拡充した取組を示します。

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前 期	後 期
Ⅰ.ごみの発生 ・排出抑制	3.円滑な収集 ・運搬	効率的なごみ回収	○	●	●
		不法持ち出しごみステーション対策	○	○	○
		ビンカンボックスによるびん・カン収集の見直し	○	○	○
		ごみ搬入車両の増加対策	○	○	○
		ごみ分別・持ち出しルールの検討	○	○	○
		資源ごみの持ち去り(抜き取り)対策〈拡充〉	○	○	◎
		家庭から出るプランターなどの排土の受け入れ	○		○
		処理困難物の見直しの検討	○	○	○
		指定ごみ袋制度の導入〈新規〉			☆
Ⅱ.リサイクル の推進	4.環境負荷の少 ない中間処理	3号炉の効率活用	○	○	○
		資源リサイクルセンターの施設整備	○	○	○
		広域ごみ処理への取り組み〈拡充〉	○	○	◎
		産業廃棄物の受け入れの見直しの検討		○	○
		将来的な廃棄物処理施設整備の推進〈拡充〉	○		●◎
		資源化センター施設整備事業の推進〈新規〉	○		☆
Ⅲ.環境負荷の 少ない廃棄 物処理	5.安定した 最終処分	搬入ごみの減容	○	○	○
		コンクリート類のリサイクル推進	○	○	○
		脱塩残渣の処理	○	○	○
		最終処分場周辺環境対策	○	●	●
		災害時における迅速な廃棄物処理〈拡充〉	○	○	◎
	6.三者の協働・ 環境への配慮	530運動の推進	○	○	○
		市民参加型のイベント開催	○	○	○
		市民・事業者・行政の連携強化	○	●	●
		サーマルリサイクルの推進	○	○	○
		余熱の安定供給	○	○	○
		ごみ処理コストの情報発信	○	○	○
		監視体制（パトロール）の強化	○	○	○
		次世代自動車の導入	○	○	○
		バイオマス資源利活用の推進〈新規〉	○		☆

注：●は重点取組、☆は新規追加、◎は内容を拡充した取組を示します。

〈生活排水処理部門〉

第 1 章 現状の認識

豊川や梅田川などの河川が流れ、三河湾と太平洋に面する本市の恵まれた水環境にとって、家庭からの公共用水域への生活雑排水などの流入は、水質の汚濁、更には三河湾における富栄養化の進行による赤潮などの発生原因となります。

このため本市では、発生源対策としての生活雑排水の適正処理が必要であることから、公共下水道や地域下水道の整備に併せ、下水道整備の予定のない地区についても、合併処理浄化槽の積極的な整備を推進することで、し尿及び生活雑排水を併せた適正な処理の向上を図ってきました。

水は、大気と地表、地下を地球規模で循環しながらすべての生命を支えており、人間が生活していく上で欠くことのできない自然の大きな恵みです。未処理の生活雑排水の環境に与える負荷は大きいことから、今後もその低減を図る必要があります。下水道整備地区においては、下水道への接続を促し、下水道整備の予定のない地区については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を、より一層推進することが必要となっています。

第 1 節 目標の達成状況

平成 23 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理部門）では、適正な水処理の推進を基本方針として、次のように目標を設定しました。

【当初目標】生活排水処理率を 94 %に引き上げ

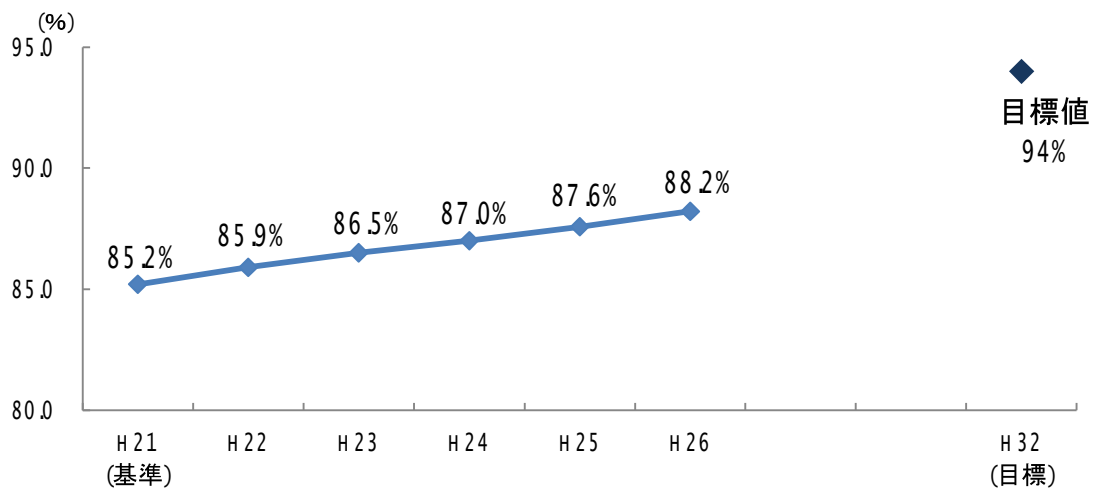


図 2-12：生活排水処理率の推移

平成 26 年度の生活排水処理率（人口に対する生活排水処理人口の割合）は、基準年である平成 21 年度に比べて 3 ポイント上昇しました。

生活排水処理率は年々上昇しているものの、今後も同様のペースで推移した場合、最終的な目標を達成できない可能性があります。

目標を達成するためには、合併処理浄化槽への積極的な転換の促進や、人口動態を見据えた下水道整備の推進が必要です。

○ 課題

生活排水処理率は、下水道処理人口と合併処理浄化槽使用人口からなっており、下水道処理人口はこの 5 年間で概ね計画通り推移していますが、合併処理浄化槽使用人口は平成 26 年度の計画値 45,640 人に対して、実績値は 41,600 人と計画を下回っています。

合併処理浄化槽の使用人口を増やすためには、市民の水環境に対する意識の向上を図り、汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に一層力を入れていく必要があります。

第２節 前期の主な取組内容

適正な水処理の推進（基本施策）

（１）合併処理浄化槽への転換の推進

本市では、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合に、設置費及び単独処理浄化槽撤去費に対して一部補助を行っています。

平成２６年度からは環境に配慮した低炭素社会対応型合併処理浄化槽への転換のみを補助対象とし、補助額を増額しました。また、補助対象世帯に対して戸別訪問をして、補助制度の紹介や転換の促進についての啓発を行っています。

《平成２６年度の実績》

- 合併処理浄化槽設置費補助金交付基数 ４０基
(平成２３年度からの累計 １６２基)
- イベント（５３０のまち環境フェスタ）による啓発人数 ４５０人
- 戸別訪問による啓発件数 ２００件

第 2 章 基本方針と目標

第 1 節 基本方針

下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、家庭から排出されたし尿・生活雑排水が適正に処理されるまちづくりを目指します。

生活排水処理部門における基本方針を次のとおり定めます。

<基本方針>

適正な水処理の推進

第 2 節 目標

平成 26 年度の生活排水処理率は約 88 % となっていますが、平成 32 年度までに以下のように引き上げます。

目標

生活排水処理率を 94 % に引き上げ

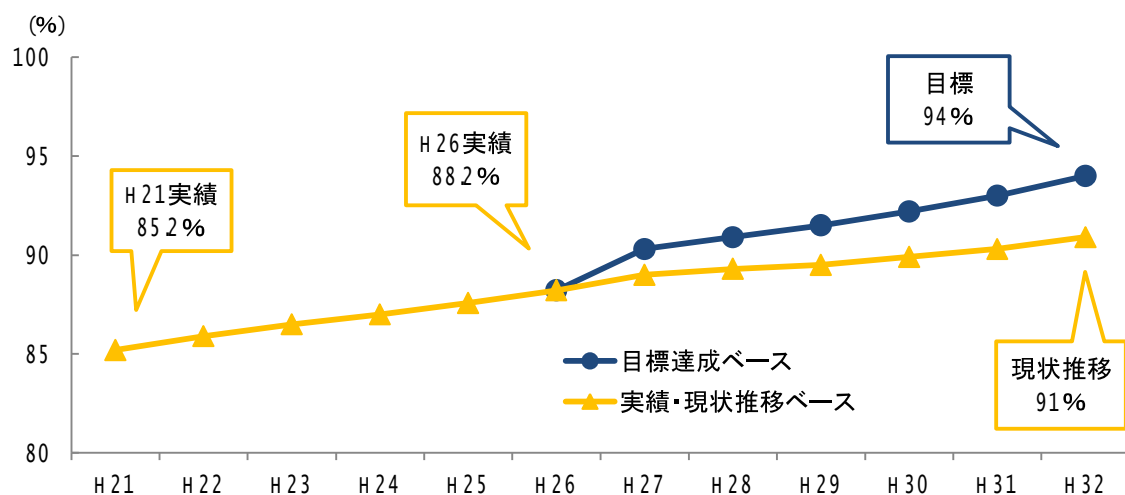


図 2-13: 生活排水処理率の推移と推計(平成 27 年度以降は推計)

目標値設定の考え方

生活排水処理率を増加させるには、汲み取り槽や単独処理浄化槽の利用者に対して下水道や合併処理浄化槽への転換を積極的に促す必要があります。

合併処理浄化槽の設置について啓発を強化していくことにより、合併処理浄化槽人口を、平成 26 年度の 41,600 人から平成 32 年度には 56,200 人に増加させることを目指します。

【目標達成に向けた主な取り組み】

- ・ 設置費補助金による合併処理浄化槽への転換の促進
- ・ 戸別訪問等による浄化槽転換に関する啓発の強化

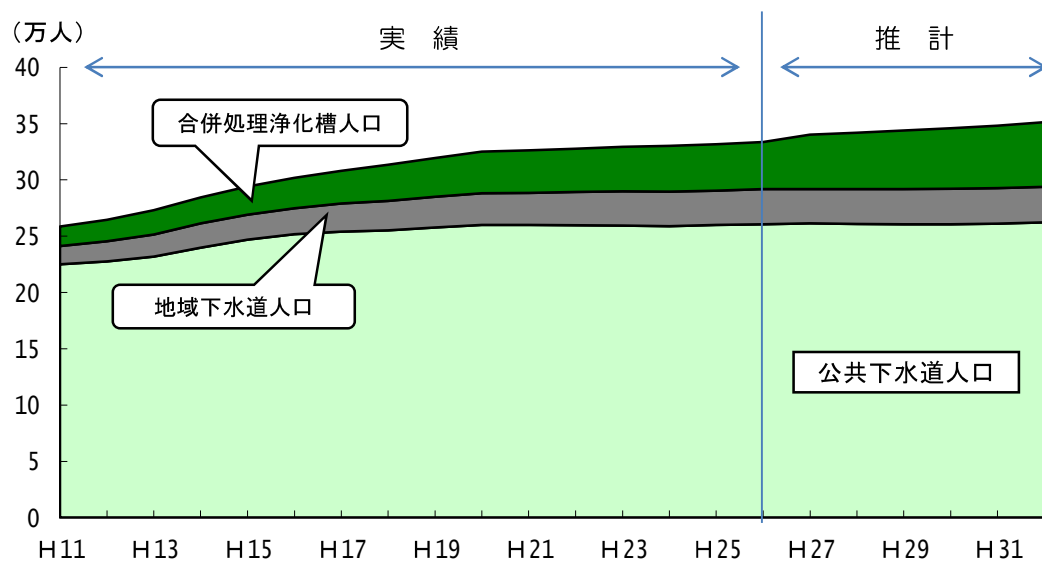


図 2-14: 生活排水処理形態別人口の推移と推計(平成 27 年度以降は推計)

第 3 章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定め、課題と今後の取り組みを次に示します。

基本施策 適正な水処理の推進

課 題

・ 生活排水処理の推進

単独処理浄化槽や汲み取り槽では、生活排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に大きな負荷を与えます。その低減を図るために、生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する必要があります。

・ し尿処理施設の老朽化への対応

し尿処理施設（竣工：昭和 55 年 3 月）は既に供用 35 年を経過しています。可能な限り延命化に努めるとともに、し尿、浄化槽汚泥のバイオマス利活用を見据え、新たな処理方法へのスムーズな移行を図る必要があります。

具体的取組

・ 下水道整備の推進

市街地における快適でうるおいのある生活環境の確保と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備を推進します。

・ 合併処理浄化槽への転換の促進

単独処理浄化槽及び汲み取り槽では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に与える負荷が大きく、その低減を図る必要から、市民の水環境に対する意識の向上を図り、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を一層促進するとともに、適正な維持管理について啓発・指導します。

- **し尿・汚泥の適正処理の推進**

汲み取り槽からのし尿及び合併処理浄化槽・単独処理浄化槽からの汚泥について、適正な処理を推進します。

平成 29 年 10 月以降は、関係部局及び一般廃棄物収集運搬許可業者と連携してバイオマス資源利活用事業として適正な処理推進をします。

- **汚泥の資源活用の推進**

中島処理場に、下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみを集約し、メタン発酵させて発生したガスにより発電を行い、発酵後に残った汚泥は炭化燃料として利用します。

第 4 章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- ・ 合併処理浄化槽への転換の促進（57 ページ）

未処理の生活雑排水の環境に与える負荷は大きいことから、下水道整備の予定のない地区については、イベントや戸別訪問等により、市民の水環境に対する意識の向上を図り、単独処理浄化槽及び汲み取り槽から生活排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を促進します。

第 5 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前 期	後 期
適 正 な 水 処 理 の 推 進	適 正 な 水 処 理 の 推 進	下水道整備の推進	○	○	○
		合併処理浄化槽への転換の促進	○	●	●
		し尿・汚泥の適正処理の推進	○	○	○
		汚泥の資源活用の推進	○	○	○

注: ●は重点取組を示します。